

【既許可における名称と適用条文】

・既許可にて、潮位計は「津波監視設備」として5条(40条)(津波監視)、26条(外部状況把握)を適用。

【名称と適用条文】

- ① 潮位計は、津波高さ計測を目的とした「津波監視設備」の機能に変更はないため、名称・適用条文の変更なし。
- ② 津波防護施設としての機能を有する設備を「潮位観測システム(防護用)」と新たに定義。「潮位観測システム(防護用):二式」は、「潮位計:4台」、「衛星電話(津波防護用):3台(1台は、衛星電話(固定)と兼用)」にて構成。「潮位観測システム(防護用)」は、5条(40条)(津波防護)及び12条(安全施設)が適用条文である取水路防潮ゲートの閉止判断に用いるため、取水路防潮ゲートの直接関連系であり、26条(外部状況把握)の機能も有している。
よって、「潮位観測システム(防護用)」の適用条文は、取水路防潮ゲートと同様に、5条(40条)(津波防護)、12条(安全施設)、26条(外部状況把握)とする。
- ③ 「潮位観測システム(防護用)」による取水路防潮ゲート閉止判断を補助する機能として、送受信ユニットを用いた無線伝送による他号炉の潮位情報を表示する設備を設置し、これを「潮位観測システム(補助用)」と定義。
潮位情報を表示する設備は、26条(外部状況把握)を適用。
- ④ 取水路防潮ゲート閉止判断の際、衛星電話(津波防護用)に加え、中央制御空間の連携の多様性を確保する設備として、運転指令設備、保安電話(固定)及び保安電話(携帯)を活用する。これらの機能は、③の「潮位観測システム(補助用)」と同様に、取水路防潮ゲート閉止判断を補助する機能(衛星電話(津波防護用)の補助機能)に該当するため、適用条文は、26条(外部状況把握)とする。なお、既許可同様の通信連絡設備としての機能である35条(62条)も適用条文とする。

